

警備員検定の実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により次のとおり公示する。

平成31年2月18日

石川県公安委員会

1 検定を実施する警備業務の種別及び級並びに受検定員

警備業務の種別及び級	受検定員
交通誘導警備業務 1級	10人
交通誘導警備業務 2級	10人

2 検定実施日時

(1) 学科試験

警備業務の種別及び級	検定実施日時
交通誘導警備業務 1級	平成31年(2019年)5月26日(日)午前9時30分～午前11時
交通誘導警備業務 2級	平成31年(2019年)5月26日(日)午前9時30分～午前11時

(2) 実技試験

警備業務の種別及び級	検定実施日時
交通誘導警備業務 1級	平成31年(2019年)6月30日(日)午後1時～午後5時
交通誘導警備業務 2級	平成31年(2019年)6月30日(日)午前9時～午後0時

3 検定実施場所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部

4 検定受検資格

(1) 交通誘導警備業務2級

石川県内に住所を有する者又は石川県内の営業所に所属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 石川県公安委員会が、(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定申請の手続

(1) 受付期間

平成31年(2019年)5月7日(火)から5月13日(月)までの午前9時から午後5時までただし、検定申請の受付は先着順とし、受検定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。

(2) 検定申請書の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地を管轄する警察署又は検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、いずれの場合も郵送又は代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 住所地を管轄する警察署に提出する者にあつては、検定申請者の住所地を疎明する書面

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者にあつては、検定申請者が当該営業所に属することを疎明する書面

オ 4(2)の検定受験資格があることを疎明する書面(1級申請者のみ)

6 検定手数料

1級、2級とも検定手数料14,000円を石川県証紙により納入すること。なお、既納の検定手数料は還付しない。

7 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。

8 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

9 成績証明書

学科試験及び実技試験のいずれも合格基準に達した者に対して、成績証明書を交付する。

10 問い合わせ先

石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導係

電話(076)225-0110(内線3023)